



## 平成 30 年度の主な災害に係る広域的課題と対応状況について

平成 31 年 3 月 22 日  
広 域 防 災 局

## 1 損壊家屋の補修対策（大阪府北部地震）

## (1) 現状

被害が大きかった大阪府内では、住家被害約 5 万 9 千棟の大部分が「一部損壊」であり、現在でも損壊家屋の補修が進まずに屋根がブルーシートに覆われた住家等が存在するが、その原因として、①施工業者の不足、②瓦の供給不足、③被災者の経済的事情などが考えられる。

## (2) 対応状況

団体名	対応状況	実績（時点）
大阪府	<p>○「大阪版被災住宅無利子融資制度」の創設</p> <p>り災証明が交付された住宅の補修工事等を対象に、取扱金融機関が無利子で融資。平成31年度も実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊・大規模半壊 300 万円以内</li> <li>・一部損壊 200 万円以内</li> </ul> <p>※台風 21 号、7 月豪雨による被災も対象</p>	266件 (H30. 12)
高槻市	<p>○「一部損壊等住宅修理支援金」の創設</p> <p>「一部損壊」以上の判定を受けた住宅、店舗等の修繕（屋根、柱、天井、外壁等）に要した費用の一部を支援。平成 31 年 6 月 28 日まで延長予定</p> <p>〈修繕に要した経費総額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 万円以上の場合 5 万円</li> <li>・30 万円以上、50 万円未満の場合 3 万円</li> </ul> <p>※台風 21 号による被災も対象</p>	4,361件 (H31. 2. 22)
茨木市	<p>○「住宅改修支援金交付制度」の創設</p> <p>住宅の破損箇所（屋根、柱、天井、外壁等）の改修に要した費用の 1/2 を支援。平成 31 年度も延長予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯、障害者手帳をお持ちの方がいる世帯、ひとり親世帯 最大 20 万円</li> <li>・上記以外 最大 10 万円</li> </ul> <p>※台風第 21 号による被災も対象</p> <p>※世帯の総所得 430 万円未満を対象</p>	2,593件 (H31. 3. 6)
吹田市	<p>○「一部損壊等住宅修繕支援制度」の創設</p> <p>「一部損壊」以上の判定を受けた建物の修繕に要した費用の一部を支援</p> <p>〈修繕に要した経費総額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 万円以上の場合 5 万円</li> <li>・30 万円以上、50 万円未満の場合 3 万円</li> </ul> <p>※台風 21 号による被災も対象</p>	1,326件 (H31. 1)

団体名	対応状況	実績（時点）
枚方市	<p>○「被災建物修繕補助金制度」の創設</p> <p>「一部損壊」以上の判定を受けた建物の外装（屋根、外壁、窓ガラス等）の修繕に要した費用の一部を支援</p> <p>〈修繕に要した経費総額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100万円以上の場合 10万円</li> <li>・50万円以上、100万円未満の場合 5万円</li> <li>・30万円以上、50万円未満の場合 3万円</li> </ul> <p>※台風21号による被災も対象</p> <p>※市民税非課税世帯は倍額</p> <p>※事業者の場合は1/2の額</p>	1,635件 (H31.1)
箕面市	<p>○「被災住宅修繕支援金」の創設</p> <p>「一部損壊」以上の判定を受けた建物の修繕に要した費用の一部を支援</p> <p>〈修繕に要した経費総額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円以上の場合 5万円</li> <li>・30万円以上、50万円未満の場合 3万円</li> </ul>	264件 (H31.1)
京都府	<p>○耐震診断事業等の対象拡充</p> <p>大阪府北部地震により罹災証明が交付された木造住宅の耐震診断・簡易耐震改修（屋根の軽量化等）について、昭和56年以降の建物についても補助対象として拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断補助：5万円 ※別途所有者負担3千円</li> <li>・簡易耐震改修補助：上限40万円（耐震改修対象経費の4/5）又は 上限30万円（耐震改修対象経費の3/4） ※市町村により異なる</li> </ul>	診断：63件 簡易耐震改修 ：76件 (H31.2)

## 2 通勤・通学困難者対策（大阪府北部地震）

### (1) 被害概況

- ・朝の通勤・通学時に発災したことにより、多数の通勤・通学困難者が発生。

### (2) 対応状況

団体名	対応状況
大阪府	<p>○「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン」の改正</p> <p>大阪府北部地震等での対応を検討するため「南海トラフ地震対応強化対策検討委員会」を設置し、平成31年1月に最終提言を公表。本委員会での意見を踏まえ、通勤・通学時間帯など発災時間帯別の事業所等がとるべき行動の基本ルールを作成し、平成30年9月に改正したガイドラインに基づき、庁内関係部局や経済団体等と連携し、企業に対して基本ルールをBCP等へ反映するよう働きかけを実施</p>
京都府	<p>○「災害対応の総合的な検証会議」の設置</p> <p>平成31年2月に中間報告を作成し、今後の対応案をとりまとめた。5～6月ごろ、最終報告書を取りまとめ、府地域防災計画に内容を反映する予定          〈中間報告の主な内容（通勤・通学困難者対策関係）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時間帯別の対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢発災時間帯に応じた帰宅困難者の対応ルールを定める</li> <li>➢事業所・学校等に対して地震の発災時間帯別に応じた通勤・通学者の対応を定め、BCP等に記載するよう求める</li> </ul> </li> <li>・一時滞在施設の確保・開設             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢市町村は非居住者向けの避難場所として一時滞在施設を確保し、災害時の受け入れ体制を整備</li> </ul> </li> </ul>
広域連合	<p>○通勤・通学者対策を含む「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」（案）の検討          〈ガイドライン(案)の主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢一斉帰宅の抑制対策として、事業所等がとるべき行動の基本ルールを出勤時、就業時、帰宅時の3つの時間帯別に提示</li> <li>➢帰宅支援対策として、徒歩帰宅ルートを選定、「災害時帰宅支援ステーション」の運営、バス等の代替輸送等を実施</li> <li>➢発災直後から時系列に各機関の役割・対応手順を整理した「オペレーションマップ・タイムライン」を作成</li> </ul> <p>・今後、構成団体や国、民間機関等と連携し、ガイドラインに基づく訓練を実施するほか、バス代替輸送の枠組の具体化に向けた検討などを行い、関西における帰宅困難者対策の実効性を確保する。</p>

### 3 高潮・高波対策(台風 21 号等)

#### 関西国際空港

##### (1) 被害概況

- ・護岸からの高波による越波等により、約 230～270 万 m<sup>3</sup>の浸水が発生
  - ・タンカーが強風で走錨して連絡橋に衝突
- ※対面通行規制が実施されていた連絡橋は 3 月 7 日に上下線各 2 車線の 4 車線が確保され、4 月上旬には 6 車線での完全復旧の見込み

##### (2) 対応状況

団体名	対応状況
関西国際空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「台風 21 号越波等検証委員会」の設置（平成 30 年 12 月） 浸水要因（主原因は高波による護岸からの越波等）、浸水状況（空港内の総浸水量を約 230～270 万 m<sup>3</sup>と推算）等を報告</li> <li>○浸水対策 護岸・防潮壁の嵩上げ、排水ポンプの浸水対策、止水板の設置、電気施設等浸水対策（水密化）、電気設備等の地上化等の実施 等</li> <li>○「関西国際空港総合対策本部」の設立（平成 31 年 4 月予定） 同空港内外の 30 の関係機関（警察、消防、海上保安庁、近畿運輸局、大阪府、JR 西日本、南海電鉄等）が参加。同空港のすべての緊急事態を対象とし、情報共有と連携を目的とする対策本部を設立</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政投融資の活用（国土交通省） 国土交通省が、関西国際空港の防災機能の強化のため、財政投融資を活用（新関西空港(株)への 1,500 億円規模の財政投融資により 270 億円程度の金利負担を軽減）</li> <li>○「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」の設置（海上保安庁） 平成 30 年 12 月の「中間報告」で、関西国際空港周辺海域における荒天時の走錨等による事故については、船舶の運用如何に関わらず未然防止できるような法的規制を行うべき等の検討結果を取りまとめ</li> </ul>

#### 神戸港（六甲アイランド等）

##### (1) 被害概況

- ・六甲アイランド、ポートアイランド等の一部地域で浸水・冠水が発生し、上屋や車両に冠水が発生
- ・コンテナヤードが浸水、岸壁上のコンテナが浮き上がって散乱し、その一部が海上に流出。周辺に沈下、漂着

##### (2) 対応状況

団体名	対応状況
国等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会」の設置 被害の把握と再度の災害の防止を図るため、国、自治体（大阪府、兵庫県、神戸市等の港湾管理者）、有識者、業界団体で構成する検討委員会を設置(事務局：近畿地方備局港湾空港部)。平成 31 年 2 月に中間取りまとめを公表</li> </ul>

	<p>〈中間取りまとめの主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢緊急対応と次期台風期以降の対応 コンテナの固縛、土嚢の設置、潮位の観測施設の増設、コンテナターミナルの地盤の嵩上げ 等</li> <li>➢防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策 外貿コンテナターミナルなどを対象に、高潮等に対して浸水被害リスク（コンテナ流出、電源浸水）に緊急対策を実施 等</li> <li>➢各枠組における事前防災行動の実施体制の充実 フェーズ別高潮・暴風・大雨計画の作成 等</li> </ul>
神戸市	<p>○「神戸港高潮対策支援事業」の実施</p> <p>港湾機能の維持及び今後の高潮対策を促進するため、臨港地区内の民間事業者が実施する高潮対策事業へ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢地盤や既設建築物内の嵩上げ、止水板の設置、電気設備の移設等に係る経費に対し補助（上限1/3、10,000千円）</li> <li>・六甲アイランドの東側エリア等、浸水被害が顕著だった地域の浸水対策を検討中。今後、緊急性の高い道路などについても、必要な浸水対策を早急を実施予定</li> </ul>

## 潮芦屋

### (1) 被害概況

- ・南護岸及びビーチ護岸からの越波により、約27haに及ぶ浸水が発生（南芦屋浜）
- ・海岸保全施設の損壊・倒壊が発生（護岸損壊、防護柵倒壊）

### (2) 対応状況

団体名	対応状況
国、 兵庫県 等	<p>○「大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会」尼崎西宮芦屋港部会の設置</p> <p>〈今後の高潮対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢越波により浸水した区間（南護岸及びビーチ護岸）、東護岸等において、防潮堤の嵩上げ等を実施</li> </ul>

#### 4 大規模停電対策（台風 21 号等）

##### (1) 被害概況

関西電力管内で、のべ約 220 万軒、一部地域では 2 週間以上停電  
 ※関西電力の停電軒数最大時点の内訳（平成 30 年 9 月 4 日 21 時）

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	福井県	三重県	計
10 万軒	15 万軒	97 万軒	16 万軒	5 万軒	24 万軒	0 万軒	1 万軒	168 万軒

（出典：関西電力資料）

##### (2) 対応状況

###### ①関西電力(株)

社内に検証委員会を設置し、平成 30 年 12 月、①停電の早期復旧、②住民への的確な情報提供、③自治体との連携等を盛り込んだ検証委員会報告を取りまとめ

###### ②各府県・関西広域連合

府県名	対応状況
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有・連携体制/地域防災計画への追記                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電の早期復旧に向けた電力事業者との事前の連携、情報共有について地域防災計画に追記を行う予定</li> </ul> </li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有・連携体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力と防災関係機関のホットラインを構築し、情報共有の体制を整備</li> <li>・停電の早期復旧を図るため関西電力と道路管理者の調整会議を設置</li> </ul> </li> <li>○地域防災計画への追記                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に追記予定</li> </ul> </li> <li>○優先復旧施設の選定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先復旧・臨時供給の対象となる重要施設のリストを作成し、平時から関西電力と情報共有</li> </ul> </li> <li>○非常用自家発電機の貸与                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電が長期化している地域に対して、行政関係機関等が有する可搬型の非常用自家発電機を貸与する仕組みを構築</li> </ul> </li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有・連携体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力を含めたライフライン事業者等と災害時の連絡調整会議の運営訓練を実施</li> <li>・引き続き、平時からの連携強化と災害時の連絡体制の構築に努める。</li> </ul> </li> <li>○地域防災計画への追記                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力をはじめライフライン事業者と被害・復旧状況等に関する情報提供の充実を地域防災計画に追記</li> </ul> </li> <li>○優先復旧施設の選定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先復旧施設の順位の整理と復旧体制の強化について引き続き検討</li> </ul> </li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有・連携体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への情報伝達に係る連携</li> </ul> </li> <li>○地域防災計画への追記                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に追記予定</li> </ul> </li> <li>○優先復旧施設の選定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先復旧施設の事前選定</li> </ul> </li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報共有・連携体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも関西電力とのより緊密な連携体制の構築を図る</li> </ul> </li> </ul>

府県名	対応状況
和歌山県	<p>○協定の締結等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な停電や通信障害が発生した場合において、早期復旧のため、復旧作業の支障となる樹木・土砂など障害物の除去作業を連携して実施できるよう、関西電力及びN T T西日本と協定を締結する予定</li> </ul> <p>○対応の強化</p> <p>以下3点の対応を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢保有及び建設機材レンタル事業者等との協定による発電機等の確保</li> <li>➢衛星携帯電話の貸与</li> <li>➢停電の際、県に相談窓口を設置し、問い合わせに対応</li> </ul>
広域連合	<p>○情報共有・連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の円滑な対応のため、関西電力と平時から情報交換を行い、より緊密な連携を図る</li> </ul>